

仕様書

建設局土木管理部土木管理課

(担当 西寺、前田 電話 222-3568)

件 名	産業廃棄物（廃プラスチック類等）処分委託業務
契 約 期 間	契約の日の翌日～令和8年9月30日
契 約 条 件	1 概 要 本件は、凍結防止剤散布作業の委託業者資材置場（京都市左京区花脊別所町）にある産業廃棄物（廃プラスチック類等）を処分するものである。 なお、当該資材置場から受注者の処分場までの収集運搬は、京都市が別途契約する収集運搬業者が行う。また、搬入日については、契約期間内で別途協議のうえ決定する。 2 処理予定数量 処分予定数量は凍結防止剤 25kg 入り袋の空袋が 200 袋、凍結防止剤 0.5t 入り袋の空袋が 74 袋（想定総重量：0.2t）。ただし、予定量であり、変動することがあり大幅な増減があっても本市は何ら補償しないものとする。 3 留意事項 （1） 処分するにあたっては、「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及びその他関係法令等を遵守し、受託者において適切に処理しなければならない。 （2） 受注者は、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物処理業の許可（廃プラスチック類等が含まれているもの）を受けていること。 （3） 業務中に発生した事故負傷等については、京都市は一切の責任を負わない。 （4） 本業務は他者に再委託しないこと。 （5） 落札業者は、本委託契約書を交わす際、受託者として仕様書の最終稿にある、「産業廃棄物処分受託者記入欄」の項目について必ず記入し、受注者の許可証を添付すること。また、受注者が中間処理委託の場合は、中間処理の許可証の写しとともに、最終処分地の許可証の写しを必ず添付すること。ただし、最終処分地の許可証の写しを添付できない場合は、契約書を交わす際、「産業廃棄物処分受託者記入欄」の最終処分地の項目（所在地・処理方法・処理能力等）を必ず記載すること。 （6） 受託者が本仕様書の定めのとおり業務を行っていることを確認するため、受託者敷地内及びその他必要な場所に本市職員が立ち入り、検査ができるものとし、受託者はこれを拒むことができない。 （7） その他のことに関しては、京都市契約事務規則を遵守すること。 （8） この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとし、疑義等を生じた場合においては、速やかに本市監督員と協議すること。 4 支払条件 （1） 委託料は、処理量（t）に契約単価を乗じた額（小数点以下の端数が生じた場合は切り捨て）とし、京都市の指定する方法により請求すること。 （2） 業務完了後、発注者は業務が履行されていることを確認し、受注者の請求により速やかに委託料を支払う。

注 本仕様について不明な点がある場合は、契約課の指示に従ってください。

産業廃棄物 処 分 受注者記入欄

受注者に関する項目について、下記の欄を記入すること。

ただし、許可証のとおりであれば、『☐ 許可証のとおり』の欄に☒の記入のみとする。

受注者の許可の事業範囲 (事業の区分)	☐ 許可証のとおり
受注者の取り扱える 廃棄物の種類	☐ 許可証のとおり
受注者が廃棄物の処分等 を行う場所の所在地	☐ 許可証のとおり
受注者が行う処分方法	☐ 許可証のとおり
受注者が行う処分の 施設の処理能力	☐ 許可証のとおり
※ 受注者の委託業務が中間処理の場合 最終処分地について、いずれか選択して☒を記入し、不備のないようにすること。 ☐ 最終処分先の許可証の写しを添付 ☐ 最終処分先を下記のとおり記載	
最終処分先の所在地 ※ 名称・許可番号があれば 必ず記載すること	☐ 許可証のとおり
最終処分先の処理方法	☐ 許可証のとおり
最終処分先の 施設の処理能力	☐ 許可証のとおり